

23春保医第1736号

平成23年11月24日

春日井市国民健康保険運営協議会
会長 青山倫子様

春日井市長 伊藤 太

国民健康保険税の課税限度額の改定について（諮問）

春日井市国民健康保険運営協議会規則第2条の規定に基づき、国民健康保険税の課税限度額を次のとおり改定することについて、貴協議会の意見を求めます。

1 改定内容

基礎課税額の限度額「500,000円」を「510,000円」に、後期高齢者支援金等課税額の限度額「130,000円」を「140,000円」に、介護納付金課税額の限度額「100,000円」を「120,000円」に改める。

2 施行期日

平成24年4月1日から施行する。